（R9.NO-△）

委託訓練契約書

奈良県知事（以下「甲」という。）は、甲の行う職業訓練を委託するに当たり、△△（委託先機関名）代表者（以下「乙」という。）と次のとおり契約を締結する。

第１条　甲は、別表に定める職業訓練及び就職支援の実施並びにこれに伴う業務を乙に委託する。（就職支援の内容については、別表３のとおり）

２　甲が本契約を締結する場合において、乙に対する監督、指導等の訓練実施に直接的に関連する業務については、奈良県立高等技術専門校長が行うものとする。

第２条　乙は、甲から委託を受けた前条に定めた業務（以下「受託業務」という。）を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

２　乙は、前項の規定により受託業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）するときは、再委託の訓練が開始する前までに、乙は再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託先」という。）と再委託契約を締結することを原則とし、当該契約書の写しを甲に提出する。なお、受託業務の全部を再委託してはならない。

３　乙は、前２項の規定により受託業務の一部を再委託するときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

４　乙は、受託業務の一部を再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再委託先と書面により約定しなければならない。

第３条　乙は、受託業務の内容を変更しようとする場合又は受託業務を中止しようとする場合は、事前に甲の承認を受けなければならない。

２　乙は、受託業務の遂行が予定の期間内に完了しない見込みのあるとき又は困難となったときは、速やかにその旨を甲に報告し、その指示に従うものとする。

第４条　甲は、乙に対して受託業務に必要な経費として、別表に定めるとおり、支払対象月に１人当たりの月額単価を乗じた委託費を支払うものとする。

２　訓練の開始日又はそれに応当する日を起算日とし、受講生が中途退所した場合、又は委託契約を解除した場合は、委託費の額は１か月毎に算定し、当該支払対象月について、

①　訓練が行われた日（以下「訓練実施日数」という。）が１６日以上又は訓練が行われた時間（以下「訓練実施時間」という。）が９６時間以上である時は月額単価とし、

②　訓練実施日数が１６日以上又は訓練実施時間が９６時間以上のいずれにも該当しない場合は、訓練をすべき日数（委託先機関が休日とした日及び翌月の応当日の前日より前に訓練が終了する場合にあっては終了日以降の日を除く。）を分母とし、訓練実施日数を分子にして得た率に、月額単価を乗じて得た額を当該月の支払額（１円未満の端数は切り捨てる。）とし、委託費を支払うものとする。

３　訓練の開始日又はそれに応当する日を起算日とし、翌月の応当する日の前日まで（中途退所者が発生した月について中退日まで）の区切られた期間毎において、あらかじめ定められた訓練時間の８０％に相当する時間の訓練を受講した場合、当該期間を支払対象月とし、委託費を支払うものとする。

ただし、訓練開始日から訓練終了日までの全訓練期間（受講生が中途退所した場合は退校までの期間）における訓練時間の８０％に相当する時間の訓練を受講した者に対しては、全訓練期間について支払対象月とし、委託費を支払うものとする。

４　第１項から第３項の委託費は、受託業務終了後に乙の請求により支払うものとする。

５　託児サービスに係る委託費は、第２項及び第３項を適用せず、託児サービス提供機関における一般の利用者の利用単価と同額であることとし、算定基礎月毎に児童１人１月当たり６６，０００円（外税）を上限とすること。また一時的利用期間及び算定基礎月が１月に満たない期間の委託費については、１日当たり３，３００円（外税）を上限とすること。なお、一時的利用期間及び算定基礎月が１月に満たない期間の場合であっても、当該期間の委託費は６６，０００円（外税）を上限とすること。また、中途退校等による早期終了及び訓練生の事情により託児サービスの利用を中止した場合の取り扱いについては、当該日が属する算定基礎月における訓練をすべき日数を分母に、訓練実施日数（訓練生の事情により託児サービスの利用を中止した場合は中止した日までの訓練実施日数）を分子にして得た率に託児サービス単価を乗じることにより算出して得た額を、支払うことを原則とする。ただし、一般の利用者が契約した月額を支払わなければいけない場合であって、契約上、日割り契約を結べない場合は、契約した託児サービス単価を支払って差し支えない。

第５条　乙は、訓練期間中及び訓練終了後を通じ受講生の就職促進に努めることとする。

２　乙は、訓練実施施設に就職支援責任者を設置し、受講生に対して別表３の就職支援を行うものとする。

第６条　乙は、訓練修了日の翌日から起算して３箇月間（３箇月経過する日）を経過した日までの訓練受講修了生（就職による中途退校者を含む。以下同じ。）の就職状況について訓練受講修了生からの書面の提出により把握のうえ、別表１４に規定する期限までに当該書面を添付して甲に報告する。

２　甲は、前項の報告を受けたときは速やかに検査を行い、通知するものとする。

３　乙は、前項の通知を受け、別表に定める計算方法に基づき算定した結果、就職支援経費の減額がないとき又は減額が一部であるときは、当該委託費を書面により甲に対して請求することができる。

なお、中途退所等が発生した場合の就職支援経費の算定に当たっては、第４条第２項の取扱いを準用する。

また、第４条第３項の規定により、委託費が支払対象月に該当しない月がある場合には、当該月を支払対象月から除くこととする。

第７条　甲は、第４条及び第６条の規定により提出された請求書を確認した日から３０日以内に、当該請求に係る委託費を支払うものとする。

第８条　乙は、甲に対して別表４及び１４に定めるところにより受託業務の運営状況に関する報告を行わなければならない。また、甲の行う運営状況及び実施状況の調査を正当な理由がなく拒み、妨げ、若しくは忌避してはならない。

２　乙は、前項に定める甲の行う調査が再委託先の行う業務に及ぶ場合には、再委託先が甲の行う調査を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避しないよう適切な措置を講じなければならない。

３　甲は、第１項の措置を講じた結果、特に必要があると認めるときは、乙と協議し、委託業務の実施に必要な指示を乙に行うことができる。

第９条　乙は、受託業務の実施に関して知り得た訓練生の個人情報を、みだりに他人に知らせてはならない。

２　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等に基づき、業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第１０条　乙は、委託事業の実施経過及び委託訓練に係る関係書類を整備し、甲からの照会等に対応できるようにしなければならない。

２　乙は、前項の書類等を委託事業の終了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後５年間、又は現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

第１１条　乙は、受講生が訓練受講中に災害を受けたときは、速やかにその旨を甲に通知するものとする。

第１２条　甲は、偽りその他不正の行為により就職支援経費の支給を受けたこと、又は受けようとしたことが明らかになったときは、乙に対し、就職支援経費の全部又は一部を返還させ、又は契約を解除することができるものとする。

２　第１項の際には、不正受給に係る処分を通知した日から起算して５年以内の期間を定め、受託機会を与えないものとする。

第１３条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し、委託費の支払を停止し、支払った委託費の全額若しくは一部を返還させ、又は契約を解除することができる。

（１）この契約に違反したとき

（２）著作権法違反等、この受託業務の実施に係る基本的な部分において関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償の対象となったとき

（３）税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、この受託業務を実施することがふさわしくないと甲が判断したとき

（４）第６条第１項の規定による訓練受講修了生の就職状況報告に関して虚偽の報告をしたとき

（５）この受託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

２　前項の規定により、この契約が解除された場合において、乙は、受託業務の残務の処理が完了するまで、甲乙間の協議に基づき、責任をもって処理するものとする。

第１４条　乙は、この契約に違反し又は故意若しくは過失によって甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

第１５条　第１３条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１０％に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

２　乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

３　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第１６条　乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲がこの契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の指示に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１０％に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の２の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（２）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（３）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の４第７項又は同法第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（４）乙又は乙の代理人が刑法第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

３　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第１７条　乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年３％の割合で計算した額の遅延利息を甲の指示に基づき支払わなければならない。

第１８条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

（２）暴力団（暴対法第２条第６号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（６）本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（７）本契約に係る下請契約等に当たって、第１号から第５号のいずれかに該当する者をその相手方と

していた場合（第６号に該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（８）本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

２　前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の 100 分の 10（乙が契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額）に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

第１９条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（４）偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為

（５）その他前各号に準ずる行為

第２０条　乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

２　乙は、前２条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託先（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己又は再委託先が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

第２１条　乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第２２条　甲は、第１８条、第１９条及び第２１条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第１８条、第１９条及び第２１条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

第２３条　乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第２４条　契約保証金は奈良県契約規則（昭和３９年５月奈良県規則第１４号）第１９条第１項第６号

の規定により免除する。

第２５条　乙は、別紙「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」に記載の事項を遵守しなければならない。

第２６条　この契約書に定めのない事項については、甲乙双方が協議して決定するものとする。

この契約成立の証として本書２通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和９年　月　日

甲

所　在　地　奈良県奈良市登大路町３０番地
組　織　名　奈良県
代表者職名　奈良県知事
氏　　名　山下　真　　印

乙

所　在　地
組　織　名
代表者職名
氏　　名　　印

別表

1　訓練科・コース名

2　訓練内容　　別添　カリキュラム参照

3　就職支援内容

（キャリア・コンサルティング、職業相談の実施、就職支援担当者の配置、求人企業等の開拓、求人情報の提供、職業紹介事業（許可を受けている場合）の実施　等）

4　付随業務

（1）　受講生の出欠席の管理及び指導
（2）　訓練の指導記録の作成
（3）　受講証明書及び職業訓練受講給付金等に係る事務処理
（4）　受講生の欠席届等に係る各種証明書等の添付の確認及び提出指導
（5）　受講生の住所、氏名、金融機関等の変更に係る事務処理
（6）　受講生の中途退校に係る事務処理
（7）　受講証明書、欠席・遅刻・早退届、添付証明書等の提出
（8）　災害発生時の連絡
（9）　訓練実施状況の把握及び報告
(10)　受講生の能力習得状況の把握及び報告
(11)　その他甲が必要と認める事項

5　訓練期間　　令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日

6　訓練時間　　令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日　　時間
令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日　　時間
令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日　　時間
令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日　　時間
令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日　　時間

7　訓練定員　　人

8　訓練実施場所

９　委託費　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（うち消費税　　円）

（１）訓練実施経費

期　間	受講生１人当たり月額単価 ①	受講生数 ②	委託費 ①×②
年　月　日　から　年　月　日	円	人	円
年　月　日　から　年　月　日	円	人	円
年　月　日　から　年　月　日	円	人	円
年　月　日　から　年　月　日	円	人	円
年　月　日　から　年　月　日	円	人	円
計			円

※　委託費の算出方法の詳細は、委託訓練契約書第４条のとおり。

（２）就職支援経費

期　間	受講生１人当たり月額単価 ①	受講生数 ②	委託費 ①×②
年　月　日　から　年　月　日	円	人	円
年　月　日　から　年　月　日	円	人	円
年　月　日　から　年　月　日	円	人	円
年　月　日　から　年　月　日	円	人	円
年　月　日　から　年　月　日	円	人	円
計			円

※　乙が第５条に基づき行う就職支援は、上表の期間によらず、訓練期間中及び訓練終了後から別表１４に定める就職状況報告期日までの間に行うものとする。

（３）託児サービス委託費

期　間	児童１人当たり月額単価 ①	託児児童数 ②	委託費 ①×②
年　月　日　から　年　月　日	円	人	円
年　月　日　から　年　月　日	円	人	円
年　月　日　から　年　月　日	円	人	円
年　月　日　から　年　月　日	円	人	円
年　月　日　から　年　月　日	円	人	円
計			円

（４）各年度ごとの契約額は次のとおりとする。

令和９年度　　円（うち消費税　　円）

令和１０年度　　円（うち消費税　　円）

１０　託児サービスの提供

（１）託児サービス提供機関名及び場所

託児サービス提供機関　　〇〇〇〇

託児サービス提供場所　　○○市○○･･･

（2）訓練受講中、未就学児童に対する託児サービスの実施

（3）保育所及び一時預かり施設においては、厚生労働省が定める児童福祉施設最低基準に定められた保育内容（授乳・補水補助を含む）

（4）認可外保育施設においては、厚生労働省が定める認可外保育施設指導監督基準に定められた保育内容（授乳・補水補助を含む）

（5）託児サービスの実施に係る日誌の作成及び報告

（6）傷害保険、賠償責任保険等への加入（保育を受ける児童及び保育者の双方を対象としたもの）

１１　訓練実施経費について

上記９（１）の訓練実施経費は、受講生数に応じて変更となるものとする。

１２　就職支援経費について

上記９（２）の就職支援経費は、就職状況（就職支援経費就職率）に応じて下記の規定に基き、①「受講生１人当たり月額単価」が変更となるものとする。

就職支援経費就職率８０％以上　　＝２万円
就職支援経費就職率６０％～８０％未満　＝１万円
就職支援経費就職率６０％未満　　＝　０円

就職支援経費就職率＝
「対象就職者」÷（訓練修了者数＋「対象就職者」のうち就職のための中退者数）×１００

※　「対象就職者」・・・就職（中途退校就職を含む）又は内定した者のうち、一週間の所定労働時間が２０時間以上であり、且つ「雇用期間の定め無し」又は「４ヶ月以上」の雇用期間の定めのある雇用契約により就職した人数及び自営を開始した人数をいう。４箇月未満の定めのある雇用期間の雇用契約の更新により、雇用期間が通算して「４箇月以上」となる場合は、「対象就職者」に該当しないため留意すること。

１３　託児サービス委託費について

上記９（３）の託児サービス委託費は、託児サービス利用状況に応じて変更となるものとする。

１４　訓練受講修了生の就職状況の把握及び報告

（就職状況の把握は訓練修了日の翌日から起算し３箇月以内（３箇月経過する日まで）とする。）

（報告期日）　　令和　年　　月　　日

１２に定める就職支援経費就職率の算定にあたり、就職状況が追跡困難又は未回答となっている訓練修了者について、公共職業安定所の保有する情報により対象就職者であることの確認を希望する場合、乙が訓練生から回収した就職状況報告書の回収率が 80%以上の場合かつ以下の①、②のずれかに該当する場合に限り、甲を通じて公共職業安定所に照会することができる。

①　就職支援経費就職率が 60%未満であり、確認を希望する者が就職支援経費の対象就職者に

該当すると、就職支援経費就職率が 60%以上となる場合

② 就職支援経費就職率が 60%以上 80%未満であり、確認を希望する者が就職支援経費の対象就職者に該当すると、就職支援経費就職率が 80%以上となる場合

照会を希望する場合は、以下の期日までに、就職状況の暫定的な把握結果を甲に報告し、この際、乙は確認を希望する訓練修了者が追跡困難等となった経緯に係る報告書を併せて提出すること。

また、公共職業安定所の確認結果に関する甲から回答を踏まえ、最終的な就職状況の把握結果を以下の期日までに再報告すること。

なお、その際は、支援費の支払いが年度をまたぐ場合があるものとする。

（暫定報告期日） 令和 年 月 日

（最終報告期日） 令和 年 月 日

カリキュラムの挿入

〈別　記〉

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等に基づき、本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守し、 個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（責任体制の整備）

第２　乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者の届出）

第３　乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、作業責任者については、あらかじめ、書面（参考様式１）により甲に報告しなければならない 。

２　乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に、書面（参考様式２）により甲に報告しなければならない。

３　作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

４　乙は、作業責任者及び作業従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（教育の実施）

第４　乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

（取得の制限）

第５　乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

（秘密の保持）

第６　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（再委託）

第７　乙は、この契約による事務を第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

２　乙は、この契約による事務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ、書面（参考様式３）により再委託する旨を甲に申請し、書面（参考様式４）によりその承認を得なければならない。

３　前項の場合、乙は、再委託先に、甲が乙に求める個人情報等に関する安全管理措置と同等の措置を講じさせ、特記事項に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
４　乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
５　乙は、再委託先に対してこの契約による事務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。
６　第１項から前項までの規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
（派遣労働者等の利用時の措置）
第８　乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等、個人情報等の取扱いに関する事項を明記し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
２　乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
３　乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
（漏えい、滅失及び毀損の防止）
第９　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
（目的外利用・提供の禁止）
第10　乙は、この契約による事務において利用する個人情報について、この契約による事務の目的以外の目的で利用してはならない。また、乙は、甲が指示した場合を除き、この契約による事務において利用する個人情報を無断で第三者に提供してはならない。
（複写又は複製の禁止）
第11　乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに 複写し、又は複製してはならない。
（受渡し）
第12　乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報を預ったことを証する書面（参考様式５）を提出しなければならない。
（資料等の返還等）
第13　乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が当該情報の消去又は廃棄その他の指示をしたときは、当該指示に従うものとする。
２　前項ただし書の場合において、甲から立会いを求められたときは、乙は、これに応じなければならない。
３　乙は、この契約による事務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

４　乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去及び廃棄を行った日時、担当者名並びに消去及び廃棄の内容を記録し、写真等を付した消去及び廃棄を証する書面（参考様式６）により甲に対して報告しなければならない。

（監査及び調査）

第14　甲は、この契約による事務に係る個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、実地の監査又は調査等を行うことができる。

２　甲は、前項の目的を達するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（取扱状況についての指示等）

第15　甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

（事故発生時における報告等）

第16　乙は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生したとき又はこの契約に違反する事態が生じ、若しくは生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

２　甲は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第17　甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

２　乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第18　乙の故意又は過失により、乙が、特記事項又は法令に違反し、又は特記事項又は法令に定める義務を怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

注１　「甲」は「奈良県知事」を、「乙」は「受注者」をいう。

＜別　紙＞

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

１　奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

２　本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア　最低賃金法第４条第１項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第３条に規定する最低賃金額（同法第７条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

イ　健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第３条第４項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ　厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ　雇用保険法第４条第１項に規定する被保険者について、同法第７条の規定による届出を行うこと。

オ　労働保険の保険料の徴収等に関する法律第４条の２第１項の規定による届出を行うこと。

３　本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。